

第10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年10月10日(木) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三
林 安廣 ・ 西垣 隆 ・ 森瀬 宏 ・ 野々村 貢
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫
松野 芳正

欠席農業
委員

梶下 信孝 ・ 山口 基治 ・ 清水 健吉 ・ 林 明
江崎 和浩

議 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則
神谷 保行 ・ 栞原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
田中 鉄男 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫
林 俊朗 ・ 福井 正弘 ・ 本田 忠男 ・ 村瀬 新一
村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	中山 瞳
主任主事	大嶽 紘代	主任主事	小栗 照之
主任主事	坂口由充加		

関 係 者

農林部農林園芸課副主幹	河合 直哉
農林部農林園芸課主事	奥田 浩司

議 案

- 第 6 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 6 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の報告について
- 第 6 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 6 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 7 0 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 7 1 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 7 2 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 3 号 農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について

議 長

それでは、令和元年第 1 0 回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、1 9 名中 1 4 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 1 5 番中川美那子委員、議席番号 1 6 番江崎美咲委員、両委員よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 6 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 2 件、使用貸借による権利

の設定9件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第66号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権移転する場合や、使用収益を目的とし、権利を設定、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、鶉地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細2番、3番及び4番、西郷地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

3ページをお願い致します。

申請明細5番、6番及び7番、西郷地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細8番、三輪地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

4ページをお願い致します。

申請明細9番及び10番、三輪地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細11番、三輪地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の継承のため、家族内で田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第66号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の鶉地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

9月25日に農業委員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は鶉地区及び柳津地区で水稻を中心に耕作をしており、機械も十分に保有しております。また、申請地の隣の田を所有しており、取得後は一体的に水稻を栽培する予定です。

地域の取り決めなども理解しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと判断しております。

議長

続きまして、2ページ2番から3ページ7番までの西郷地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

申請明細2番から7番については、農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。

9月24日に農業委員と最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。

申請明細2番の申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。地域の取り決めも十分に理解しておりますので、許可は問題ないと確認しております。

申請明細3番の申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。使用借人は認定農業者であり、農地所有適格法人でもあります。地域の取り決めも十分理解しており、許可は問題ないと確認しております。

申請明細4番の申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き野菜を栽培する予定です。使用借人は認定農業者であり、地域の取り決めも十分理解しており、許可は問題ないと確認しております。

3ページをお願いします。

申請明細5番の申請地は、以前から使用借人の父が耕作しており、子である使用借人が、引き続き野菜を栽培するとのことです。使用借人は認定農業者であり、地域の取り決めも十分理解しておりますので、許可は問題ないと確認しております。

申請明細6番及び7番の申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。使用借人は認定農業者であり、地域の取り決めも十分理解しておりますので、許可は問題ないと確認しております。

以上でございます。

議 長

続きまして、3 ページ 8 番の三輪春近地区及び 4 ページ 9 番、10 番及び 11 番の三輪厳美地区からの申請については、福田正義委員、説明をお願いします。

福田委員

9 月 18 日に最適化推進委員と事務局職員で現地立会を行いました。

申請明細 8 番から 10 番については、遠方のため農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。以前より使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

使用借人は認定農業者であり、地元の取り決めも十分に理解されており、許可は問題ないものと考えております。

申請明細 11 番の申請地は、以前から譲渡人である父が耕作しており、子である譲受人が枝豆を栽培するとのことです。

地域の取り決めも理解されており、許可は問題ないものと考えております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議案第 66 号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 67 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の報告について、所有権の移転 1 件、以上を報告いたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 67 号について説明いたします。

6 ページに記載の七郷地区の申請は、岐阜地方裁判所で担保不動産競売による期間入札が 9 月に実施されました。本年 8 月に開催いたしました農業委員会総会で、農地の買受適格者である旨の意見決定を受けた出願者が、入札の結果、最高価買受申出人となり、許可申請書が提出されました。

申請内容を確認したところ、証明書の交付時と同じ内容でしたので、許可いたしました。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第 67 号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第 68 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 3 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 68 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、8 ページの第 4 条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

9 ページをお願い致します。

申請明細 1 番、北長森地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は、原則不許可ですが、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

申請明細 2 番、三輪地区の申請は、農地の嵩上げのため一時転用するものです。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は、原則不許可ですが、転用目的が畑地転換であり、一時転用の期間が 6 か月であることから、許可し得るものです。

申請明細3番、柳津地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。議案第68号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第69号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、賃貸借による権利の設定2件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第69号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、11ページの第5条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

12ページをお願い致します。

申請明細1番、北長森地区の申請は、賃貸借設定による資材置場への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、原則不許可ですが、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないことから、許可し得るものです。

申請明細2番、西郷地区の申請は、使用貸借設定による住宅敷地に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細3番、芥見地区の申請は、賃貸借設定による資材置場への一時転用です。申請地は、農用地区域内にある農地です

農用地区域内にある農地の転用は、原則不許可ですが、今回の申請は、一時的な利用に供する場合であって、公共下水道工事で当該農地を利用する必要があり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないため、許可し得るものです。この申請は、

1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、37ページに位置図を付けてごさい。御覧ください。右上の周辺地図ですが、転用される場所は、芥見地区の北部で、岩井3丁目地内の、藍川北中学校から北西へ約1,200メートルのところに位置している農地です。

12ページにお戻りください。

申請明細4番、芥見地区の申請は、所有権移転による太陽光発電施設への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。この申請は、

1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、38ページに位置図を付けてごさい。御覧ください。右上の周辺地図ですが、転用される場所は、芥見地区の北部で、加野2丁目地内の、藍川北中学校から西北西へ約300メートルのところに位置している農地でごさい。

13ページにお戻りください。

申請明細5番、柳津地区の申請は、使用貸借設定による太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、

道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第69号について事務局から説明を受けましたが、12ページ3番及び4番の芥見地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いましたので、事務局より説明いたします。

則竹主査

3番の申請は、公共下水道管布設に伴う資材置場として一時的に農地の転用を行うものです。農地の転用にあたり、9月18日に農業委員、農地利用最適化推進委員、申請者とで現地立会いを行いました。土地利用計画平面図により現地で確認をし、また一時転用の期間中は、近隣農地及び道路・水路への影響のないようお願いしております。許可については問題ないものと確認しております。

4番の申請は、太陽光発電施設を設置するため農地を転用するものです。農地の転用にあたり、9月18日に農業委員、農地利用最適化推進委員、転用事業者代理人で現地立会いを行いました。立会いの際に、施工中および完成後においても近隣農地及び道路・水路への影響のないようお願いしており許可は問題ないものと確認しております。

議長

議案第69号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

古田委員

3番の申請について、一時転用の期間はどれぐらいですか。

則竹主査

今回の申請は、6か月間となります。

議長

そのほか、御意見等ございませんか。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第70号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出26件、第4条届出10件、第5条届出55件、以上を報告いたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第70号について説明いたします。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、15ページにございますので御覧ください。届出の合計は、26件、面積は30,786.80平方メートルです。

続きまして16ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出の合計は、10件、面積は7,865.16平方メートルです。

明細は17ページから19ページに記載してございます。

続きまして20ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。届出の合計は、55件、面積は26,904.08平方メートルです。

明細につきましては、21ページから34ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和元年9月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第70号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第71号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第71号について説明いたします。

36ページをお願い致します。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、

7,114.7平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第71号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、別冊の第10回農業委員会総会議案(その2)でございます。議案第72号農用地利用集積計画の決定について、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定601件、所有権の移転2件、以上について、令和元年9月20日付け、岐阜市農園第615号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

農林園芸課の河合と申します。よろしく願います。

それでは、議案第72号について説明いたします。

まず、1 ページを御覧ください。

今回の農用地利用集積計画の賃借権と使用貸借の設定期間ごとの件数は、括弧内に記載のとおりでございます。

また、こちらには記載しておりませんが集積する面積は、賃借権が3,788平方メートル、使用貸借が63万5,438.60平方メートル、所有権移転が642平方メートルであり、合計面積は63万9,868.60平方メートルとなります。新規と更新の内訳につきましては、新規が13万7,274.10平方メートル、更新が50万2,594.50平方メートルとなります。

2 ページを御覧ください。

2 ページと3 ページは、設定期間3年の相対の使用貸借による総括表でございます。

続いて、4 ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の相対の使用貸借による総括表でございます。

次に、5 ページを御覧ください。

こちらは、設定期間10年の相対の賃貸借による総括表であります。借賃に関しまして、右端から2列目に記載しておりますが、いずれも地域内の実情を考慮し問題ないものと考えております。

続いて、6 ページを御覧ください。

こちらは、設定期間10年の相対の使用貸借による総括表でございます。

5 ページと6 ページについては、全て農地中間管理機構に対し、農地を貸し出すものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

7 ページから14 ページまでは、設定期間3年の農地利用集積円滑化事業の使用貸借による総括表でございます。

次に、15 ページを御覧ください。

15 ページから22 ページは、設定期間6年の円滑化事業の使用貸借による総括表でございます。

続いて、23 ページを御覧ください。

こちらは、設定期間10年の円滑化事業の使用貸借による総括表でございます。

続いて、24 ページを御覧ください。

こちらは、設定期間0.5年の担い手への面的集積の使用貸借による総括表でございます。

次に、25ページを御覧ください。

こちらは、設定期間1年の面的集積の使用貸借による総括表でございます。

続いて、26ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3.5年の面的集積の使用貸借による総括表でございます。

次に、27ページを御覧ください。

こちらは、設定期間4年の面的集積の使用貸借による総括表でございます。

続いて、28ページを御覧ください。

こちらは、所有権の移転による集積の総括表でございます。

以上、説明いたしました農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。

議案第72号についての説明は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第72号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第73号農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定9件、以上について、令和元年9月20日付け、岐阜市農園第614号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

議案第73号について、説明いたします。

30ページ及び31ページを御覧ください。

この配分計画案は、農地の出し手と受け手について氏名・住所、土地の所在地、貸付先、利用権の種類、内容、貸借する期間等を記載しております。

農地中間管理機構から受け手に農地を貸すためには、この計画案を作成する必要があり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会の意見を聞いて定めることとなっておりますので、今回、議案として提出しております。

本事業を活用する貸借の件数は、11件あり、内訳は、常磐地区が5件、合渡地区が6件となっております。各地区の農地の受け手につきましては、常磐地区、合渡地区、それぞれ記載のとおりでございます。

また、本事業を活用する農地の所在地については、32ページから37ページの地図に記載しており、黒く塗られている農地が、今回、本事業の該当する農地となります。

議案第73号の説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第73号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時45分閉会を宣す。